



平成28年11月22日

高校一般入試の面接における部活動の取り扱いについての請願

加藤 豊裕

1 請願の趣旨

愛知県教育委員会のウェブサイトに掲載されている「入学者選抜に関するQ&A」によると、愛知県立高等学校の一般選抜（以下「高校一般入試」といいます。）の面接の質問内容は、志願者の進路・趣味・特技などに関するものであり、中学校で学んだ教科の内容に関するものではないとされています。部活動の取り扱いについては記載がありません。

部活動は、現行の学習指導要領において「学校教育の一環」との位置付けがなされる一方、教育課程の中には組み込まれておらず、その参加は「生徒の自主的・自発的」なものとされています。県内においては、部活動にできるだけ全員が参加するよう指導している学校においても、事情によって参加することができない場合には、教育的配慮に基づいて適切に指導されているのが現状です（平成28年10月教育委員会定例会における保健体育スポーツ課長の説明）。

部活動の参加が強制によるものではなく、生徒の自主性・自発性に任されている以上、部活動に所属していなかったことや退部したことを高校一般入試の面接で面接官が質問したり、合否判定に利用したりすることは、学習指導要領の趣旨に反し不適切であると思われます。仮に、部活動に所属していなかったことや退部したことが高校一般入試の面接に影響するとなれば、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動」という学習指導要領の記述は空文化し、部活動の参加が事実上の強制力を持って中学生に押し付けられることとなります。「入学者選抜に関するQ&A」には部活動の取り扱いについて明確な記載がないため、「部活動に所属していない生徒や退部した生徒は、高校一般入試の面接でそのことを質問され、不利になる」といった言説が、私が聞き及ぶ限り、生徒・保護者・教員等の間でまことしやかにささやかれています。

愛知県教育委員会におかれましては、学習指導要領の趣旨に則り、高校一般入試の面接において部活動の取り扱いを適切に行っていただきたく思います。なお、本請願の趣旨は、部活動での活躍を自らアピールする生徒への質問を行ったり、合否判定において有利な扱いをしたりしないよう求めることではありませんので、その点についてもご理解いただきたく思います。

2 請願項目

- ① 高校一般入試の面接において、部活動に所属していなかった理由や退部した理由についての質問を行わないこと。
- ② 高校一般入試の合否判定において、部活動に所属していなかったことや退部したことを理由に、不利な取り扱いを行わないこと。

日本国憲法第16条および請願法に基づき、以上の項目を請願いたします。